

外国語指導助手（ALT）配置事業公募型プロポーザル実施要領

外国語指導助手（ALT）配置事業（以下「本事業」という。）において、企画提案書等を比較検討し、業務先を決定するために行う公募型プロポーザル（「以下「プロポーザル」という。」の実施に際して必要な事項を定める。

1 事業の概要

(1) 事業名

外国語指導助手（ALT）配置事業

(2) 業務内容

- ① 南部町立南部中学校及び南部町立法勝寺中学校、（以下「業務対象校」という。）における外国語（英語）指導助手（以下「ALT」という。）配置（配置人数：2人）する業務
- ② ALTの指導体制、配置スケジュールの企画・立案する業務
- ③ 業務対象校における英語指導及び英語活動に関する業務
- ④ 本事業を実施するためのALTへの指導及び助言並びに業務対象校とのスケジュール及び指導に関する調整を行う業務

(3) 業務仕様

前号に掲げるもののほか、本業務に係る詳細は、業務仕様書に定めるところによる。

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

(5) 委託料の限度額（3年間）

31,482,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、委託期間中に消費税及び地方消費税の税率に変更があったときは、協議の上変更する場合があるものとする。

2 参加資格

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) プロポーザル参加申請書の提出期限の日からプロポーザルの実施日までの期間に南部町の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税（消費税を含む。）、都道府県税（地方消費税を含む。）及び市町村

民税（都道府県税及び市町村民税にあっては、本店所在地の都道府県及び市町村に納付する税金とし、支店又は営業所に権限を委任する場合は、当該支店又は営業所の所在する都道府県及び市町村に納付する税金とする。）の滞納がないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。
- (6) 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (7) 本事業に係る業務と同様の業務又は英語指導業務に、令和 7 年 12 月 1 日現在で 3 年以上の経営実績を有する者であること。
- (8) 本事業に係る業務に関する詳細なマニュアルが提出できる者であること。
- (9) 所管官庁に就業規則を提出している者であること。

3 プロポーザル参加の申し込み

- (1) プロポーザルの参加希望者は、(2)の提出資料に規定する資料を添えて参加の申請を行うものとする。

なお、受付期間中に、申請書及び資料を提出しない者並びにプロポーザルの参加資格がないと認められた者は、プロポーザルに参加することができない。

- (2) 提出資料の内容（提出部数）

- ① プロポーザル参加申請書（1 部）

- ② 本事業に係る業務に関する提案書（10 部）

※書式は、A4 用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を記載のこと。

※提案書には、次の事項を必ず記載すること。その他提案事項については、任意とする。

ア会社概要、事業実績

イ ALT の採用・研修に係る事項

ウ研究開発に関する事項

エ ALT の管理体制に係る事項

- ③ 委託料に係る見積書（1 部）

※見積書に記載する金額は、3 年分の委託料額の合計とし、年度毎の内訳を記載すること。（消費税及び地方消費税を含む。）

※見積額を算定した詳細な内訳を添付すること。

※見積書の様式は任意の様式とする。

- ④ 納税証明書（各 1 部）

ア「国税」法人税・消費税及び地方消費税

イ「県税」法人事業税・法人県民税

ウ「市町村民税」法人市町村民税・固定資産税

- ・上記について、全て未納のない証明書を添付のこと（コピー不可）
- ・地方自治体により未納のない証明がない場合は、直近 2 ヶ年分の納税証明書を提出のこと

⑤ 役員等名簿（1 部）

(3) 申請書および資料の受付

① 受付期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 25 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、受付最終日の受付時間は午後 3 時までとする。）

② 受付場所

南部町教育委員会 総務・学校教育課（天萬庁舎 2 階）

③ 申請書提出の方法

受付場所へ持参又は郵送により提出するものとする。

(4) その他

① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る経費は、提出者の負担とする。

② 申請に関する問い合わせ先

南部町教育委員会 総務・学校教育課

電話：0859－64－3787 メール：kyouiku@town.tottori-nanbu.lg.jp

4 参加者からの質問事項受付

① 受付期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）から令和 7 年 12 月 12 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、受付最終日の受付時間は午後 3 時までとする。）

② 質問事項提出の方法

任意の様式に質問事項を記入し、メールにより提出するものとする。

5 参加者からの質問事項の回答

令和 7 年 12 月 19 日（金）までに南部町ホームページで回答する。

6 参加資格の決定

令和 8 年 1 月 7 日（水）までに参加資格の有無について通知する。

7 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

令和 8 年 1 月 7 日（水）までに書面にて説明する。

8 プロポーザルの実施

(1) プロポーザル実施の日時

令和 8 年 1 月 19 日（月） 午後 1 時 30 分

(2) 実施場所

南部町役場 天萬庁舎 会議室（天萬庁舎 2 階）

(3) 当日受付

参加者（参加資格があることが確認された旨の通知を受けた者をいう。）は、プロポーザル当日に参加資格があることが確認された旨の通知書（原本）を持参し、係員に提示すること。

なお、通知書の提出のない場合は、プロポーザルに参加することができないものとする。

(4) 選考の方法

参加者によるプレゼンテーションに対して、選考委員による選考を次の通り行うものとする。

① プレゼンテーションの時間 各提案につき 20 分程度

② プレゼンテーションに対する質疑応答 各提案につき 20 分程度

※プレゼンテーションに必要な機器（スクリーン及びプロジェクターを除く）は、参加者において用意すること。

(5) 最優秀者の選考

選考委員により提案された内容について審査を行い、すべての参加者に対して順位を付け、評価点が最も高い者を最優秀者として選考する。

なお、選考結果については、令和 8 年 1 月 30 日（金）までにすべての参加者に通知する。

9 契約の締結

(1) 8 の(5)により最優秀者として選考された者と本業務に係る委託契約の締結のための交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、8 の(5)により付した順位が上位の者から順に、当該契約の締結のための交渉を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、南部町財務規則（平成 16 年 10 月 1 日南部町規則第 52 号。以下「財務規則」という。）第 146 条第 2 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規則第 146 条第 3 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) 提出された書類は、法令に定める場合を除き、提出した者の承諾を得ないプロポーザルの実施以外の目的で使用しないものとする。

- (2) 提出された資料は、返却しないものとする。
- (3) 提出された書類は、本事業に係る業務を委託する者を選考するための資料であり、その目的の範囲内では、当該書類についての著作権その他の権利の主張は認めないものとする。
- (4) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を委託者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ② 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。